

変更

愛知県緊急事態措置の解除に伴い、感染予防対策を継続した上で、一部の施設を除き、利用制限の期間を短縮します。

2021年1月15日（金）
愛知県スポーツ局競技・施設課
施設グループ
担当 神谷、片山
内線 3975、3976
ダイヤル 052-954-6796

新型コロナウイルス感染症「愛知県緊急事態措置」の発出に伴う愛知県スポーツ局所管施設の一部利用制限について

愛知県は、国の新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の発出に伴い、本県が講じる「緊急事態措置」に基づき、下記のとおり、スポーツ局所管4施設の一部利用制限（利用時間の短縮）を行います。

記

1 対象施設（午後8時以降の利用が可能な施設）

愛知県体育館（名古屋市中区二の丸1-1）

愛知県武道館（名古屋市港区丸池町1-1-4）

愛知県一宮総合運動場（一宮市千秋町佐野字向農756）

愛知県口論義運動公園（日進市北新町西口論義323-8）

2 期間

2月28日（日）

2021年1月18日（月）から~~3月7日（日）~~まで

※愛知県武道館については18日（月）が定休日のため、19日（火）から実施。

3 内容

(1) 利用時間を午後8時までとします。

なお、既に午後8時以降の利用予約をされている場合については、イベントの開催にあたり、人数上限5,000人以下かつ収容率50%以内等とすることを遵守していただくとともに、午後8時までの利用についての御協力及び感染防止対策の徹底をお願いします。

なお、愛知県体育館については、3月1日（月）から3月14日（日）までの間、利用時間を午後9時まで、イベントの開催にあたり、人数上限5,000人又は収容率50%以内（一定の条件では50%超え可能）とする利用制限を継続します。

(2) 各施設の詳細については、各施設のWebページを御覧ください。

<愛知県体育館>

<http://www.aichi-kentai.com/>

<愛知県武道館>

<http://aichi-budo.sakura.ne.jp/>

<愛知県一宮総合運動場>

<http://itinomiya.sports.coocan.jp/>

<愛知県口論義運動公園>

<http://www.kouroggi.jp/>

- (3) 愛知県緊急事態措置の期間の変更に伴い、利用制限の期間を変更する場合があります。その際は、改めてお知らせします。

【参考】

スポーツ 4 施設の状況等

施設名	利用制限施設	住所	利用制限の期間	
			現 状	今 回
愛知県体育館	第1競技場 第2競技場 会議室	名古屋市中区 二の丸1-1	1月18日から 3月7日まで	1月18日から 2月28日まで なお、3月1日(月)から 3月14日(日)までの間、 利用時間を午後9時まで、 イベントの開催にあたり、 人数上限5,000人又は収 容率50%以内(一定の条件 では50%超え可能)とする 利用制限を継続します。
愛知県武道館	競技場 会議室	名古屋市港区 丸池町1-1 -4	1月19日から 3月7日まで	1月19日から 2月28日まで
愛知県一宮 総合運動場	会議室 蹴球施設	一宮市千秋町 佐野字向農 756	1月18日から 3月7日まで	1月18日から 2月28日まで
愛知県口論義 運動公園	会議室 蹴球施設 庭球場	日進市北新町 西口論義 323-8	1月18日から 3月7日まで	1月18日から 2月28日まで

※なお、愛知県総合射撃場については、施設の利用時間が午前9時から午後5時であるため、利用制限は行わない